

平成 30 年4月17日

報道関係者各位

ジャパン少額短期保険株式会社

～電車で痴漢と間違われたときに、その場で弁護士が助けてくれる～

痴漢冤罪ヘルプコール付き弁護士保険

防衛省の職員向け販売開始のお知らせ

ジャパン少額短期保険株式会社(本社:東京都千代田区 代表取締役:杉本尚士)は、平成 30 年4月 17 日より、痴漢冤罪ヘルプコール等の契約者向け特典が充実した弁護士保険を防衛省の職員向けに販売しますので、お知らせいたします。(痴漢冤罪ヘルプコールの概要は別紙1参照)

痴漢と間違われ逮捕されてしまうと、一瞬で社会的地位を失うのみならず、風評リスクも高まります。初期段階での弁護活動がその後の人生を大きく左右するため、事件が起きた直後にお客様が弁護士と電話できるサービスが「痴漢冤罪ヘルプコール」です。

事件発生後48時間に発生した弁護士の相談料、接見費用(交通費などを含みます。)は、全額当社が負担します。

1. 保険商品の概要

当社では、平成 27 年9月より当保険を販売しておりますが、今回は通常プランより補償内容をスリム化し、一般販売(月額 590 円)よりも安い月額 450 円プランを用意しました。防衛省共済組合が契約しておりますベネフィット・ステーション会員サイトからお申し込みできるようになっております。

個人賠償責任保険は、自分が加害者になった際のリスクに備える保険ですが、弁護士費用保険は、自分が被害者になった際のリスクに備える保険です。当社の保険に加入することにより、日常生活での偶然な事故により自分が加害者になった場合や被害者になった場合に、幅広く補償を受けることができます。

| | |
|-------------------------|--|
| 補償内容・保険金額 (詳細は別紙2参照) | 弁護士費用等保険金 : 最高150万円 法律相談費用保険金 : 最高10万円 個人賠償責任保険金 : 最高100万円 |
| 保険料 | 月払 : 450円 年払 : 4850円 |
| 保険申し込み方法 | インターネットやスマートフォンから申し込むことができます。 |

2. 契約者特典の概要

①痴漢冤罪ヘルプコール

詳細は別紙1をご参照ください。

②痴漢被害ヘルプコール

痴漢被害にあった際に、その場で弁護士と通話ができるため、適切な対処方法のアドバイスを受けることができます。事件発生後48時間に発生した弁護士の相談料、接見費用(交通費などを含む。)は、全額当社が負担します。

③弁護士無料相談サービス

離婚問題、遺産相続、近隣問題、欠陥住宅、リストラ、いじめ、医療過誤、金融商品問題、ケンカ、子供のいたずら、引っ越し事故、その他の困りごとを弁護士に無料で相談できます。

3. 当社について

会社名： ジャパン少額短期保険株式会社

代表者： 代表取締役 杉本 尚士

本店所在地： 東京都千代田区大手町2丁目1番1号 大手町野村ビル

登録番号： 関東財務局長(少額短期保険)第5号

開業日：平成19年11月1日

事業内容： 少額短期保険業

資本金： 700百万円

株主： ジャパンベストレスキューシステム株式会社(東証1部、証券コード 2453) 持株比率 100%

URL： <http://www.japan-insurance.jp>

■少額短期保険業について

保険業の1つの形態で、保険金額が「少額」、保険期間が「短期」の保険契約の引受けのみを行う事業です。こうした特徴から「ミニ保険会社」とも言われております。

以 上

【別紙1】痴漢冤罪ヘルプコールの概要



<サービス対象者>

契約者向けのサービスです。保険申込完了後、お客様は携帯・スマホに「痴漢冤罪ヘルプコール」利用画面を bookmark 登録することで当サービス利用可能となります。

<痴漢冤罪事件発生時の流れ>

- ①お客様は携帯・スマホの「痴漢冤罪ヘルプコール」利用画面のボタンを押します。
(利用可能時間は平日7～10時と17～24時。)
- ②上記①でボタンが押されると、登録弁護士の携帯・スマホに一斉にメールが送信されますので、今すぐ対応可能な弁護士はボタンを押します。
- ③上記②でボタンが押されると、お客様の携帯・スマホへメールが届きますので、お客様から弁護士へ電話をします。電話がつながりましたら、弁護士は弁護活動を行います。

<弁護士への経済的対価の負担>

事件発生後48時間に発生した弁護士の相談料、接見費用(交通費などを含む。)は、全額当社が負担します。(被疑者段階の弁護活動にかかる着手金は除きます。)

但し、お客様が痴漢行為を行っていたことが判明した場合は、当社は弁護士報酬を負担しません。

【別紙2】補償内容

| 保険金 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金 |
|----------------------|---|--|
| 個人賠償責任保険 (被保険者本人) | 日本国内において、被保険者が、次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合。 ●被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故。 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故。 | 1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。 ただし、1回の事故で支払う個人賠償責任保険金が、保険証券等に記載された支払限度額に達した場合は、保険契約は失効します。 |
| 弁護士費用等保険金 | 日本国内における偶然な事故によって被害が発生した場合において、被保険者またはその法定相続人がその被害に関する損害賠償請求を弁護士に委任し、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合。 | 左記の損害の額とします。 ただし、1事故につき、被保険者1名ごとに150万円を限度とします。 |
| 法律相談費用保険金 | 事故によって被害が発生した場合において、被保険者またはその法定相続人がその被害について法律相談を行い、法律相談費用を負担したことによって損害を被った場合。 | 左記の損害の額とします。 ただし、1事故につき、被保険者1名ごとに10万円を限度とします。 |